

森林簿及び森林計画図の取扱要領

制 定	昭 和 51 年 3 月 5 日 発 林 第 49 号 鳥 取 県 農 林 水 産 部 長 通 知
一部改正	平 成 5 年 1 月 12 日 発 林 第 191 号
一部改正	平 成 11 年 5 月 6 日 発 林 第 88 号
一部改正	平 成 14 年 6 月 26 日 発 林 第 172 号
全部改正	平 成 19 年 12 月 28 日 第 200700116793 号
一部改正	平 成 21 年 6 月 1 日 第 200900038110 号
一部改正	平 成 24 年 6 月 12 日 第 201200030363 号
一部改正	平 成 25 年 3 月 26 日 第 201200200566 号
一部改正	平 成 26 年 3 月 25 日 第 201300202370 号
一部改正	平 成 26 年 5 月 13 日 第 201400026334 号
一部改正	平 成 29 年 3 月 27 日 第 201600186653 号
一部改正	平 成 29 年 5 月 9 日 第 201700032753 号
一部改正	平 成 29 年 12 月 14 日 第 201700208669 号
一部改正	平 成 30 年 8 月 17 日 第 201800120103 号
一部改正	令 和 6 年 12 月 25 日 第 202400214524 号

(趣旨)

第1 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく地域森林計画の樹立及び法第5条第5項に基づく変更に伴い作成した森林簿及び森林計画図の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、「個人情報」とは、森林の所有者の氏名及び住所のことをいう。

(関係法令等)

第3 森林簿及び森林計画図の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）、鳥取県個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年鳥取県規則第6号）、鳥取県個人情報・死者情報保護事務取扱要綱（令和5年3月30日付第202200327863号鳥取県地域づくり推進部長通知）、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）、鳥取県情報公開条例施行規則（平成12年鳥取県規則第8号。以下「情報公開条例施行規則」という。）、鳥取県情報公開事務取扱要綱（令和6年3月28日付第202300337500号鳥取県地域社会振興部長通知）、鳥取県林分調査要領（平成19年12月28日付第200700118495号

鳥取県農林水産部長通知）及び鳥取県森林クラウドシステム管理運用要領（平成30年3月29日付第201700324072号鳥取県農林水産部長通知）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

（利用の目的）

第4 森林簿及び森林計画図の利用目的は、次のとおりとする。

- （1）法第5条に基づく地域森林計画の樹立等のため、林務部局（地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）を含む。）で利用する。
- （2）法に基づく、全国森林計画、市町村森林整備計画及び森林経営計画等の森林計画制度の適切な運用に向け、林野庁、市町村及び林業事業者等に提供・公開する。

（森林簿及び森林計画図の性格等）

第5 森林簿及び森林計画図は、空中写真等を利用した間接調査法により作成したものであり、森林所有者、所有界及び面積等について、不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく登記記録との照合は行っておらず、森林に係る諸権利を証明する資料として、利用してはならない。利用に当たっては、森林に係る所有権の問題が生じないように十分留意すること。

（配備及び管理等）

第6 森林簿及び森林計画図は、農林水産部森林・林業振興局林政企画課及び地方事務所（以下「配備機関」という。）に備え付ける。

- 2 配備機関に備え付ける森林簿及び森林計画図は、各所属長が管理し、個人情報の保護を図るとともに、個人情報の保護の重要性について県民及び事業者に対し、意識の啓発に努めなければならない。

（国等の機関に対する交付）

第7 次の各号の機関は森林簿及び森林計画図の交付を受けようとする場合、様式1号に準じた申請書により林政企画課長又は地方事務所の長に申請する。

- （1）国及び独立行政法人等
- （2）地方公共団体及び地方独立行政法人（市町村を除く。）

2 林政企画課長及び地方事務所の長は、前項の申請があった場合、利用の目的が第4に該当することを確認する。

3 前項により、利用の目的が第4に該当する場合は、様式2号により次の条件を付して森林簿及び森林計画図を交付する。

- （1）申請のあった利用の目的以外に利用しないこと。

(市町村に対する交付)

第8 林政企画課長は、必要に応じて森林簿及び森林計画図を次の条件を付して各市町村に交付するものとする。ただし、交付する森林簿及び森林計画図は、当該市町村の所管する区域に限る。

(1) 法第10条の5の規定に基づく市町村森林整備計画の樹立及び法第10条の6の規定に基づく変更の基礎資料、法第11条の規定に基づく森林経営計画の作成(法第12条に基づく変更も含む。)並びに法第191条の4の規定に基づく林地台帳の整備以外の目的に利用しないこと。

(2) 個人情報保護法等により森林簿及び森林計画図を適正に管理すること。

(森林組合に対する交付)

第9 森林組合法(昭和53年5月1日法律第36号。以下「組合法」という。)第4条に規定する森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会(以下「森林組合」という。)は、森林簿及び森林計画図の交付を受けようとする場合、様式1号により林政企画課長又は地方事務所の長に申請する。

2 林政企画課長及び地方事務所の長は、前項の申請があった場合、利用の目的が当該森林組合の所管する森林の適正な管理に資するものであることを確認する。

3 前項の規定により、利用の目的が当該森林組合の所管する森林の適正な管理に資するものであると認める場合は、様式2号により次の条件を付して、森林簿及び森林計画図を交付する。ただし、交付する森林簿及び森林計画図は、当該森林組合が組合法第42条第1項第3号の規定に基づき定款に記載する地区の森林に限る。

(1) 第三者に個人情報を開示しないこと。

(2) 所管する森林の適正な管理以外の目的に利用しないこと。

(3) 森林組合の個人情報の安全管理措置に関する規定及び個人情報管理誓約書(様式3号)に基づき、森林簿及び森林計画図を適正に管理すること。

(森林経営計画作成者に対する交付)

第10 森林経営計画作成者は、森林簿及び森林計画図の交付を受けようとする場合、様式1号により林政企画課長又は地方事務所の長に申請する。

2 林政企画課長及び地方事務所の長は、前項の申請があった場合、利用の目的が法第11条の規定に基づく森林経営計画の作成又は法第12条の規定に基づく変更に資するものであることを確認する。

3 前項の規定により、利用の目的が森林経営計画の作成又は変更に資すると認める場合は、様式2号により次の各号の条件を付して森林簿及び森林計画図を交付する。ただし、交付する森林簿及び森林計画図は、森林経営計画を作成又は変更しようとする森林の区域に限る。

(1) 第三者に個人情報を開示しないこと。

(2) 森林経営計画の作成及び変更事務以外の目的に利用しないこと。

(3) 個人情報管理誓約書(様式3号)に基づき、森林簿及び森林計画図を適正に管理すること。

(上記以外の者に対する交付)

第11 第7から第10に該当しない者は、森林簿及び森林計画図の交付を受けようとする場合、様式4号により林政企画課長又は地方事務所の長に申請する。ただし、交付する森林簿は、個人情報保護の観点から、個人情報を除いたものに限る。

2 林政企画課長及び地方事務所の長は、前項の規定による申請があった場合、様式5号により次の条件を付して森林簿及び森林計画図を交付する。

(1) 本情報は、鳥取県が法第5条の規定に基づき地域森林計画をたてる際の基礎資料として森林資源の現況を把握することを目的として作成したものであり、空中写真の判読等による間接調査により作成している場合があり、地番、面積、林種、樹種等の情報は、必ずしも現地や登記簿と一致しているとは言えない。したがって、所有権、所有界、面積等土地に係る諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。また、作成時点における森林資源の現況を示したものであり、本情報が利用される現在における森林資源の現況を示すものではないことに留意すること。

(2) 森林に係る諸権利を証明する資料として、利用しないこと。

(3) 利用に当たっては、森林に係る所有権の問題が生じないように十分留意すること。

(4) 他の情報(氏名・住所を含む個人情報データベース等)を照合することによって、特定の個人を識別した利用を行う場合には、個人情報保護法に基づいた個人情報の適正な取扱いが必要となることに留意すること。

(交付する森林簿及び森林計画図の種類)

第12 林政企画課長及び地方事務所の長が交付する森林簿及び森林計画図の種類は別表1のとおりとする。

(費用負担)

第13 第9第3項、第10第3項、第11第2項の規定により交付を受ける者は、原則、当該供与に要する費用を負担しなければならない。また、その額は情報公開条例施行規則別表によるものとする。

(森林簿及び森林計画図の訂正)

第14 林政企画課長及び地方事務所の長は、市町村長、森林組合、森林経営計画作成者その他森林簿及び森林計画図の交付を受けた者からその内容に訂正を要する旨の報告を受けた時は、必要に応じて森林簿及び森林計画図を訂正する。

(台帳管理)

第15 林政企画課長及び地方事務所の長は、森林簿及び森林計画図を交付した場合、様式6号

により、適切に管理すること。

様式1号

森林簿及び森林計画図交付申請書

年 月 日

地方事務所の長 様
(鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課長)

住 所
申請者
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

森林簿及び森林計画図の取扱要領第7第1項(第9第1項、第10第1項)に基づき、森林簿及び森林計画図の交付を申請します。

1 利用の目的

2 利用の範囲

注意事項

- 1 利用の目的は、具体的に記載すること。
- 2 利用の範囲は、市町村名、林班番号の記載もしくは図面の添付等により明確にすること。
- 3 森林組合については、個人情報の安全管理措置に関する規程等の写しを添付すること。
- 4 森林組合、森林経営計画作成者については、様式3号の個人情報管理誓約書を添付すること。
- 5 森林簿及び森林計画図を森林クラウドシステムで利用しようとする場合は林政企画課長に申請すること。

様式2号

番
年 月 日

申請者 様

地方事務所の長
(森林・林業振興局林政企画課長)

森林簿及び森林計画図の交付について（通知）

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、下記の条件を付して別添のとおり交付します。
(担当)

記

- 1 利用の目的
- 2 利用の範囲
- 3 条件

様式3号

個人情報管理誓約書

私は、森林簿及び森林計画図の利用に際しては、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 個人情報については、個人情報の保護に関する法律等を遵守し、厳重に取り扱います。
- 2 申請により得た個人情報は、申請書に記載した目的以外には利用しません。
- 3 申請により得た個人情報は、第三者に公開、提供及び販売をしません。
- 4 申請により得た個人情報は、第三者に漏えいすることのないよう、持ち運びや保管に十分注意して管理します。
- 5 個人情報の漏えい、その他事故が発生した場合は、全て自己の責任において対処します。
- 6 個人情報の漏えい、その他事故が発生した場合は、速やかに交付者に報告します。
- 7 森林簿及び森林計画図の利用期間が終了した場合は、適正に破棄します。
- 8 交付者から森林簿及び森林計画図の管理状況について、資料の提供及び検査を求められた場合は、これを拒みません。

年 月 日

住所

氏名

様式4号

森林簿及び森林計画図交付申請書

年 月 日

地方事務所の長 様
(鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課長)

住 所
申請者
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

森林簿及び森林計画図の取扱要領第11第1項に基づき、森林簿及び森林計画図(森林の所有者の氏名及び住所を除く)の交付を申請します。

1 利用の範囲

注意事項

- 1 利用の範囲は、市町村名、林班番号の記載もしくは図面の添付等により明確にすること。
- 2 個人情報保護の観点から、個人情報(森林の所有者の氏名及び住所)を含む森林簿の交付を受けられないため留意すること。

様式 5 号

番 号
年 月 日

申請者 様

地方事務所の長
(森林・林業振興局林政企画課長)

森林簿及び森林計画図の交付について (通知)

年 月 日付で申請のあったこのことについて、下記の条件を付して別添のとおり交付します。

(担当)

記

1 利用の範囲

2 条件

- (1) 本情報は、鳥取県が森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 5 条の規定に基づき地域森林計画をたてる際の基礎資料として森林資源の現況を把握することを目的として作成したものであり、空中写真の判読等による間接調査により作成している場合があり、地番、面積、林種、樹種等の情報は、必ずしも現地や登記簿と一致しているとは言えない。したがって、所有権、所有界、面積等土地に係る諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。また、作成時点における森林資源の現況を示したものであり、本情報が利用される現在における森林資源の現況を示すものではないことに留意すること。
- (2) 森林に係る諸権利を証明する資料として、利用しないこと。
- (3) 利用に当たっては、森林に係る所有権の問題が生じないように十分留意すること。
- (4) 他の情報 (氏名・住所を含む個人情報データベース等) を照合することによって、特定の個人を識別した利用を行う場合には、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) に基づいた個人情報の適正な取扱いが必要となることに留意すること。

様式 6 号

年度 森林簿及び森林計画図の利用状況管理表

申請年月日	交付年月日	申請者氏名	交付資料の種類	利用目的	利用範囲	備考

注意事項

1 備考欄について

森林経営計画作成者については、森林簿及び森林計画図の交付により作成された森林経営計画の認定番号を記載すること。

2 利用範囲については、〇〇市〇〇林班、〇〇町〇〇林班のように記載すること。

別表 1

交付する森林簿及び森林計画図の種類

区分	データ形式	その他備考
森林簿	電子データ（エクセル、CSV、PDF）	
	電子データを出力した用紙	寸法：A4 もしくは A3
	森林クラウドシステム	
森林計画図	電子データ（PDF、SHP）	PDF を交付する場合は、原則、縮尺：1/5,000、空中写真又は森林基本図を背景とする。
	電子データを出力した用紙	寸法：A4 もしくは A3、縮尺：1/5,000 原則、空中写真又は森林基本図を背景とする。
	森林クラウドシステム	

注意事項

1 森林計画図の提供について

- ・所属長が必要であると判断した場合は、任意のデータ形式、寸法、縮尺及び背景での提供を可能とする。